

**第2回 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者選定部会  
議事要旨**

**1 会議名**

第2回 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者選定部会  
(広島市公共施設整備等事業者選定審議会に設置した部会)

**2 開催日時**

令和6年3月28日(木) 10時00分～11時55分

**3 開催場所**

大手町平和ビル5階 広島市中区地域福祉センター 大会議室  
(広島市中区大手町四丁目1番1号)

**4 出席委員等**

(1) 委員(五十音順)

上杉委員、ファンデルドゥース委員、真木委員、吉長委員(副部会長)、渡邊委員(部会長)

(2) 事務局

広島市経済観光局 観光政策部長、観光企画担当課長ほか  
パシフィックコンサルタンツ株式会社

**5 議事**

(1) 議事の公開について

(2) 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者の選定について(諮問)

(3) 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 公募設置等指針(案)について

(4) 平和大通り公園(平和大通り公園交流区域に限る。)指定管理者候補者の公募要綱(案)について

(5) 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 評定要領(案)について

**6 公開・非公開の別**

(1) 公開

(2) 公開

(3) 非公開

(4) 非公開

(5) 非公開

**7 傍聴人の人数(報道関係者を除く。)**

1人

## 8 会議資料

- ・ 次第
- ・ 配席図
- ・ 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者選定部会 委員名簿
- ・ 資料1 広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則
- ・ 資料2 広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領
- ・ 資料3 広島市情報公開条例（抜粋）
- ・ 資料4 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者の選定について（諮問）
- ・ 資料5 広島市公共施設整備等事業者選定審議会運営要綱
- ・ 資料6 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 公募設置等指針（案）
- ・ 資料7 平和大通り公園（平和大通り公園交流区域に限る。）指定管理者候補者の公募要綱（案）
- ・ 資料8 審査の流れについて
- ・ 資料9 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 評定要領（案）
- ・ 資料10 今後のスケジュール
- ・ 参考資料1 民間事業者へのヒアリング（公募型サウンディング）の実施結果について

## 9 議事要旨

### (1) 議事の公開について

（渡邊部会長）

- ・ まず、議事(1)「議事の公開について」、事務局から資料の説明をお願いします。

（事務局）

- ・ 議事の公開の決定について、「資料2 広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領」の第2条第1項において、「審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。」としており、また、同項第1号では、「会議資料に広島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報のうちいずれかが含まれる場合」及び同項第2号では、「その他公にすることが不相当と認める場合」と記載している。

また、第2条第2項において「議題を非公開とする場合の決定は、会長に一任する。」としており、第10条の準用規定により、『「会長」とあるのは「部会長」と読み替える』としている。

このため、議事(3)以降の公開の是非については、渡邊部会長に判断いただきたいと考えているが、判断いただくに当たり、各議事の内容について、事務局から補足説明を行う。

- ・ 議事(3)、議事(4)及び議事(5)の内容は、現時点で対外的に公表していない本事業の詳細なスケジュールのほか、本事業に係る公募条件や事業者の評価に関することが含まれている。

これらは資料3に記載している広島市情報公開条例第7条第5号の「市の機関又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にする

ことにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に当たるものと考えられる。

また、本日以降の部会についても、本事業に係る公募条件に関することや、応募のあった事業者の提案内容の審査等について審議いただくこととしている。

これらは資料3に記載している広島市情報公開条例第7条第5号に該当するほか、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの」として、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に当たるものと考えられる。

これらを踏まえて、判断をお願いします。

(渡邊部会長)

- ・ この判断に当たって、各委員は意見、質問等はあるか。

<意見・質問無し>

(渡邊部会長)

- ・ 議事(3)以降、また、本日以降の部会の内容については、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、又は、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに当たり、公にすることが不相当と認められるものと思われるが、各委員はどうか。

<異議無し、との声>

(渡邊部会長)

- ・ それでは、議事(3)以降の内容については、非公開とする。

(2) 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者の選定について（諮問）

事務局から資料4により概要説明

<意見・質問無し>

(3) 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 公募設置等指針（案）について

（以下、非公開のため省略）

(4) 平和大通り公園（平和大通り公園交流区域に限る。）指定管理者候補者の公募要綱（案）について

（以下、非公開のため省略）

(5) 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 評定要領（案）について

（以下、非公開のため省略）